

## 訓告処分等（法定外）の公表

三木市及び三木市消防本部は、令和元年7月17日付けで次のとおり処分を行いました。

このたびの事案は、令和元年6月11日付けで失職した元消防職員（以下、「元消防職員」という。）が無免許期間中も公務に従事し、公用車等を運転していたことの管理監督者責任に対する処分となります。

なお、事案における処分の内容（法定外処分）については、本来、市の公表基準に該当するものではありませんが、元消防職員に係る事案がもたらした社会的影響の大きさなどを考慮し、処分の内容を公表することとしました。

### 1 事案の概要

- (1) 元消防職員が免許停止中であった平成31年3月25日に三木市吉川町の県道で自家用車を運転し、三木署に現行犯逮捕された事案については、免許停止となり免許証を没収される前の平成30年9月10日に明石運転免許更新センターで免許証を紛失したと偽り、再交付による免許証を不正取得していた。当時、元消防職員が勤務していた吉川分署では、毎月の運転免許証の確認を行っており、当時の確認方法で不正取得していた免許証を発見するのは極めて困難であったと考えられることから、当時の管理職等に対する管理監督責任は問わないこととした。
- (2) 元消防職員が、上記(1)の事案とは別に、平成28年7月頃にも56kmの速度超過違反で罰金8万円と90日間の免許停止の行政処分（講習を受けて45日に短縮）を受けていたことが判明した。当時、元消防職員が勤務していた救急救助課においては、毎月の運転免許証の確認を行っていたにもかかわらず、所属職員全員に対し、確実に実施することが徹底できておらず、元消防職員が無免許であったことを確認することができなかった。このため、当時の免許証の確認方法の現状を把握し、必要な改善策をとるなどの助言や提言を行うべき立場であった当時の消防長、救急救助課長及び救急救助課副課長に対し、管理職の職責が十分に果たせていなかったと判断し、次のとおり処分を行った。

## 2 処分対象者及び処分内容

役職名(※役職は当時のもの)	年齢	処分の内容等
消防本部 消防長	50 歳代	訓 告
消 防 署 救急救助課長	50 歳代	訓 告
消 防 署 救急救助課副課長	50 歳代	嚴重注意

## 3 今後の対応

市民の生命と財産を守る立場である消防職としての信頼を取り戻すべく、消防職員の自覚と責任が日々の意識や行動に結びつくよう、引き続き綱紀粛正の徹底を図ります。

また、平成31年4月以降は、免許証の番号等の記録や確認も含め、毎日、一人ひとり確実に確認する方法に改めているところです。今後も、日々の管理体制の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

**問い合わせ先**            三木市消防本部総務課    電話 0794-82-0119